



「オンライン資格確認」ができる医療機関では マイナンバーカード 又は 健康保険証 を提示すれば 限度額適用認定証の提示が不要となります

これまで医療機関・薬局では医療費のお支払が高額になる場合に、所得金額に応じた限度額までの自己負担金にするためには「限度額適用認定証」等の提示が必要でした。令和5年4月発令の厚生労働省通達より、「オンライン資格確認」が導入された医療機関・薬局では、マイナンバーカード又は健康保険証のみを提示し、ご本人の情報提供に同意することで、これまで必要であった「限度額適用認定証」の交付手続きは不要となります。延長更新の手続きも不要となります。

「オンライン資格確認」とは？

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局等の窓口で、マイナンバーカードの IC チップ、または健康保険証の記号番号により、オンラインで加入している医療保険の資格等を確認できるシステムです。本人の同意があれば、限度額適用認定証の情報も確認することができます。

オンライン資格確認のシステム導入は令和3年10月から開始し、令和5年4月から原則としてすべての医療機関等への導入が義務付けられています。

※医療機関等により対応できないところもありますので必ずご確認をお願いいたします。

マイナンバーカード、もうお持ちですか

組合員の皆様、マイナンバーカードはお持ちでしょうか。実は、これから保険証としての利用が期待されています。2024年秋にいまの健康保険証を原則廃止することを盛り込んだ改正マイナンバー法などがすでに成立しています。ますます注目の集まる中で、今回はマイナンバーカードを持つことによるメリットについてご紹介いたします。当組合におきましても、マイナンバーカードをうまく活用し組合員の皆様によりよいサービスをお届けできますよう力を入れて取り組んでおります。

まだマイナンバーカードを申し込まれていない組合員の方はぜひ申し込んでみてはいかがでしょうか。



3つのメリット

Point① より良い医療が可能に！

本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定検診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになりました。

※薬剤情報は、2021年9月に診療したのものから3年分の情報が閲覧できるようになりました。

Point② 健康保険証としてずっと使える！

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

Point③ 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

お問い合わせ先は、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)まで、

もしくは地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbangocard.go.jp/>)へご不明な点はお問い合わせください。